

# 安全の手引き



平成31年1月1日

**在マラウイ日本国大使館**

警備・領事班

## 目次

### I. 序言

### II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え
2. マラウイにおける犯罪発生状況
3. 各種防犯対策
4. 犯罪に遭った時
5. 交通事故に遭った時
6. 怪我・病気の時

### III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

別添：緊急事態に備えてのチェックリスト

### IV. 結語

# I. 序言

マラウイ国内における犯罪の大半は、窃盗、ひったくり、建造物侵入等の軽微な犯罪ですが、近年の経済成長に伴い、国内では収入格差が広がり、貧困層に加えて近隣諸国からの不法滞在者が銃器と供に流入しているため、犯罪の手口が凶悪化および組織化しています。建造物侵入に関しては、複数の強盗団による侵入事案が主流であり、警備員が犯罪者を手引きする、電気会社および警察に変装する、集団で住居に侵入する等のケースが報告されています。また、慢性的な電力不足から街灯は消灯していることが多く、道路に障害物を置き停車した車両を襲撃する、通行人に対する襲撃など午後8時以降の夜間帯における犯罪が多発しています。

このマニュアルは、当地での生活を安全にお過ごし頂くために必要事項をまとめたものです。既にご承知の内容も含まれていると思われませんが、皆様の安全に少しでもお役に立てれば幸いです。

## II. 防犯の手引き

### 1 防犯の基本的な心構え

日本は世界の中でも治安の良い国の一つです。それゆえに、日本の安全に慣れ親しんだ日本人が海外に行き、予想もしない事件・事故に巻き込まれるケースが非常に多く見受けられます。マラウイは比較的安安全な国と認識されていますが、窃盗、空き巣の被害に多くの在留邦人の皆様が遭遇しています。日本人は、多額の現金を所持している、人を安易に信用する、防犯に対する意識が低いと認識されていることから、犯罪者の標的になりやすい存在であると自覚し、自分の身は自分で守る心構えを持つことが重要です。万が一の場合には、当館にご連絡をいただければ、可能な限りの支援を行います。

### 2 マラウイにおける犯罪発生状況

#### (1) 最近の犯罪発生状況

主な犯罪の年間発生件数（2017年1月～2017年12月末：2016年比較）については、以下のとおりです。犯罪被害の件数は減少傾向にありますが、被害者が報復を恐れて被害届を提出しないケースや、犯罪被害が窃盗の軽犯罪のため遠方の警察署に被害届を提出するのが手間であるなど、必ずしも被害届が出されていこともあり、減少しているとは一概に言えない状況です。

殺人	527件	(16.7%減)
強盗	1,797件	(21.2%減)
強姦(14歳以上)	130件	(27.3%減)
車両盗難	55件	(28.6%減)
建造物侵入	9,496件	(1.5%増)

#### (2) マラウイの犯罪傾向

##### ① 車両被害

レストランまたはショッピングセンターの駐車場での上荒らし。ラウンドアバウトや信号待ちの停車

中にドアを開けられ、所持品を強奪される。②空き巣・強盗団による侵入強盗

就寝時または不在時、扉の鍵を壊す、窓ガラスを割る、バーグラーパー（鉄格子）を破壊する等の方法で侵入し、所持品を盗難される。現金、旅券、パソコン等の貴重品を盗む。

③スリ・置き引き

レストラン等で荷物を椅子の背もたれに掛けたり、足下や体と背もたれの間にした際に盗難される。ホテルや空港のチェックイン時に自分の死角に置いた所持品を盗難される。

④乗車時、開いた窓からのひったくり

バス乗車時に信号等で停車している間、開いた窓から所持品を盗難される。居眠りをしている隙など気づかれない間にバッグを開けられ所持品を盗難される。

⑤路上強盗

スマートフォンを使用しながら徒歩で移動中に正面から近づいてきた不審者にスマートフォンを強奪される。日中でも人通りの少ない場所や人混みの中で、犯罪被害に遭遇する可能性がある。

⑥金融関連

銀行でもお札の真贋を確認していないため、時として偽札が混入することがある。ATMで現金を引き出した後に尾行され人気の無いところで強奪される。

（3）南部地域における Bloodsuckers（吸血鬼）事件

2017年、ムランジェ県、チョロ県、チラズル県、ンサンジェ県、パロンベ県、マンガチ県、ゾンバ県農村部、ブランタイヤ県農村部およびその周辺地域において、Human Bloodsuckers（吸血鬼）にまつわる噂話が引き金となって自警団による殺人事件が発生し、9人の犠牲者が出ています。

（4）日本人の被害例

日本人の旅行者が被害となった事件は、平成29年度において12件発生しています。犯罪の内訳は、盗難10件、強盗1件、その他1件です。

空き巣、車上荒らし等軽犯罪が大半を占めていますが、強盗事件の被害者の多くは負傷しておりますので、危険な場面に直面した場合は、自分の生命・身体の保護を優先し、抵抗するようなことは絶対に避けて下さい。

（5）大統領選挙

2019年5月の大統領、国会、地方議会の総選挙に向けて選挙活動が国内各地で活発化しています。集会やデモに対しては、無用のトラブルに巻き込まれないためにも不用意に近づかないよう慎重な行動を心懸け、自らの安全に十分注意してください。

### 3 各種防犯対策

（1）住居の選定

① 場所の留意点

治安の悪い地域、周囲が空き家であり不特定多数の人が出入りできる場所は避けます。

② 住居の造り

・2m程度の高さの外壁に囲まれている、頑丈なものが望ましいです。（外壁は内部が見えるよ

うな柵状は好ましくありません)

- ・外壁の周囲に侵入の足場となる樹木、電柱が無いか確認してください。
- ・外壁の上に障害物（ワイヤーブレード、エレクトリックフェンス）の設置を推奨します。
- ・全ての窓にはバーグラマー、ドアには2重ロックの設置を確認して下さい。
- ・警報装置（侵入センサー・パニックボタン）の設置を推奨します。

③ 避難室

- ・強盗が侵入した場合、身の安全を確保し外部へ連絡するための避難室を設置する必要があり主寝室が適当とされます。
- ・避難室扉は、手前に鉄格子を設置し、2重ロックの設置を確認してください。
- ・避難室から外部に連絡が出来るように連絡手段を確保すると共に警備会社に異常を知らせるパニックボタン、サイレンの設置を推奨します。

(2) 使用人の雇用

使用人により盗難事件、犯罪者を手引きする侵入事案が発生していることから、使用人の行動について気を許すことなく把握しておくことが大切です。また、貴重品は使用人の目の届かない鍵のかかる場所に保管してください。

(3) 侵入強盗対策

区分		防犯行動の基本
自宅のリスク評価		自宅の防犯対策の脆弱性の発見・処置（下記事項等を参考に分析）
屋外の対策	警備員の指導	●警備員を信用しない。常に警備員の能力・性格・言動に注意し、怪しい場合は躊躇なく警備会社に交替を要請する。
		●警備員の職務規則・任務を明文化して、これを徹底する。
		●警備員は門の外に勝手に出ないように指導する。必ず門の内側で立哨させる。（賊に襲われる、利用される、門の施錠が未実施であることを賊に悟られる）
		●当地は、警察官の制服や警備員の制服・偽造身分証は一般に出回っており、警察官や警備員の緊急増援等を装って侵入を働く犯罪者が少なくない。また電力会社社員や水道の検針員を装う犯罪者もいることから、訪問客来訪時は、小窓で人物確認及び訪問目的等の確認を確実に行わせ、家人の許可をとった後に開門させる。このため日頃から訪問客、警察及び警備員の緊急増援等の来訪時の対処要領を指導することが重要である。また、不特定多数が出入する集合住宅の警備員に対する指導は、特に重要である。
		●夜間の帰宅について、雨等の視界不良時における迅速な識別・開門要領を徹底させる。（クラクション等による合図、携帯電話で事前連絡）
	●夜間は頻繁に巡回をさせる。（居眠り防止、兆候発見等）	
	警備備小屋の物的対策	●パニックボタン、家人との連絡用インターホンを設置する。
		●テレビ・ラジオ等を置かない、聞かせない。（兆候発見の最重要器官である聴覚が鈍る）
		●確認用小窓を設置する。（インターホンのみでは人物を確認することが困難）

	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯灯の設置(敷地内・外)、警備犬の配置。周囲の家屋との調和(目立たない)。エレクトリックフェンス、ブレードワイヤー等の越壁防止の処置する。</li> <li>●自宅の鍵は自分で携帯する。(植木鉢等に隠さない)</li> </ul>
屋内の対策	物的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的な警備機器の点検・整備を実施する。(稼働状況、設置場所の確認、電池交換等)</li> <li>●窓・扉を常に施錠する。</li> <li>●ガードハウスとの連絡用電話およびパニックボタンを設置する。</li> <li>●全てのドアにグリルドア、窓にバーグラーパーを設置する。(家の内側に設置)</li> <li>●窓際に貴重品を置かない。(犯人はバーグラーパーの隙間から手を入れて窃盗する。特に外壁の無い住居や集合住宅は窓際の貴重品が目立ち、標的になり易い)</li> </ul>
	使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用人に鍵を渡さない。鍵を放置しない。貴重品置き場及び鍵保管室には使用人を入れない、場所を教えない、常時施錠する。</li> <li>●現金、銀行の明細書等を放置しない。使用人に見られないように注意する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長期不在時は、自宅内に貴重品を保管しない。</li> </ul>
自衛対処	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対処は、犯人が凶器を所持していることを前提に行う。絶対に抵抗しない。</li> </ul>
	賊が侵入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯人に見つからないように隠れる。安全な部屋への退避・施錠。余裕があれば有音・無音のパニックボタンの押下及び警察へ連絡する。(TEL: 997/990)</li> </ul>
	賊と接した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯人を刺激しない。(大声、挑発的な態度・言葉、急な動作、手のひらを隠したり、手のひらを内側に向ける行為、顔をまじまじと見る)絶対に抵抗しない。</li> </ul>

(4) スリ・ひったくり対策

区分	防犯行動の基本	
共通事項	外出先	●警備員が配置されている場所でも安心しない。
		●ストリート・チルドレンの多い場所・地域は避ける。
		●暗狭な路地での行動は避ける。室内の暗い商店は避ける。
		●事前に最寄り警察署等の緊急駆け込み先等を確認しておく。
		●店内が異常に混んでいる時は、組織的なスリ集団が存在する可能性が高い。
		●無意味に立っている人が多い地域は避ける。(組織的なスリ集団が存在する可能性が高い)
	外出時間	●昼間でも安心しない。スリ・ひったくり犯罪は、昼間が最も発生件数が多い。
		●夕方(17時)以降の外出は控える。(暗くなると、対処も困難になる)
		●時間に余裕を持った行動を取る。(急いでいる時は、警戒心が無くなり、犯罪者もこれを知っているため、急いでいる者はターゲットになり易い)
服装携行品	●不要な貴重品は身につけない、所持しない。(アクセサリ、旅券、クレジットカード等)	
	●ウエストポーチやリュックには貴重品を入れない。	
	●衣服の後部ポケットには貴重品を入れない。	

カバンを所持している場合	●カバンはいつも手から離さず、やむを得ず手を離しても体に触れるようにおく。
	●オートバイや車を使ったひったくりは、多くの場合背後から襲ってくるので、カバンはしっかりと体の前方におく。
その他	●多数の人と擦れ違う時及び同一方向に進行する時は特に注意し、後方および周囲を警戒する。
携帯電話	●歩きながらの携帯電話の使用は注意が散漫になるため、周囲を確認する。
バス乗車間	●バス停で待つ間は、背を壁に接する。
	●乗車間は寝ない。膝の上に置いた荷物は、開いた窓から強奪されないように注意する。
レストラン	●脱いだ上着には貴重品を入れたままにしない。
	●荷物を椅子の下（足下等）、腰の後、椅子の背もたれ等につけない。
	●ビュッフェ形式で食事の際は、貴重品等を席に残したまま離席しない。

(5) 車両運転時の防犯対策

区分	対 策
保安備品の設置・整備	ガス欠、故障等を起こさぬよう、普段から車両の整備を万全にする。（危険な時期・場所で故障により停車・下車を余儀なくされる事態を避ける）
	非常時の連絡先リストを携行する。
	ハンドルロックバー、カーアラーム、アラーム設置のステッカー等、複数かつ外から見える防犯設備。（犯人をその気にさせない）
	自宅門自動開閉リモートコントローラー、地図、懐中電灯、燃料（半分になったら満タンに）、運転手以外の者が後方を確認できるバックミラー等。
乗車時の全般事項	安全運転及び交通規則の遵守に心がける。（人をはねたことにより集団で暴行されるといった例がある）
	乗車および下車の際は、周囲に不審者（車）がいないか確認する。乗車直後は速やかにドアをロックする。
	行動をパターン化しない。（複数の経路をランダムに使用）
	ダッシュボード等、車内の見えるところに登録書類やカメラ等の貴重品を放置しない。（犯人をその気にさせないことが最も重要）
	貴重品は、トランク又は足下に目立たないように置く。さらにカバー等で覆い、その存在を隠す。 自宅門前、信号機、ラウンドアバウト等で停車する場合は、カージャックによる車両強盗に特に注意する。
停車時	緊急時に回避できるよう、信号等の停車時は前車との車間距離を十分に開けて停車する。
	通行人に窓を叩かれても、売り子でも絶対に窓を開けない。目を合わせない。
	警察に免許証の提示を求められても窓越しに見せる。窓を開けない。
	マーケット等、治安の悪い場所や、警備員のいない駐車場では駐車しない。警備員がいるところでも安心しない。（警備員がいても必ず複数の防犯処置を講ずる）
駐車時	窓を閉める。ドアロックをする。外から見える複数の盗難防止対策を併用する。（犯人をその気にさせないことが重要）

	夜間のガソリン給油は避ける。(ガソリンスタンドは強盗の対象になる確率が高い)
危険場所	デモ会場、集会等、人混みの多い場所の通行を避ける。(暴徒から投石を受けたり暴行される危険性がある) ラウンドアバウト、信号機、あぜ道等は、武装強盗によるカージャックに注意する。地点(前後をブロックし、銃を突き付けて、車両を強奪する) クリスマスを含む年末年始、スポーツ等の国際試合等がある時期は一般的に交通事故や犯罪が多くなる。(興奮や飲酒等により理性を失い暴徒化する可能性もある)
危険時期	不要不急の夜間帯の走行は避ける。 銀行から帰る時は、追尾する車両がないか常に後方を確認し、車両停車時のカージャックに注意する。 事故や故障等により下車する前に知人に連絡し、警察署等安全な場所まで自走する。状況により知人の応援が到着するまで下車しない。又、故障車を見かけて、助けを求められても止まらない。
故障・事故発生時	まず、警察又は大使館等に連絡、特に危険な時期・場所では応援を待つ。緊急回避で現場から立ち去る場合、警察への通報事実を残すため携帯電話等で送信記録を作成しておく。 相手が怪我をした場合、人命救助を第一とするも、相手及び相手側の関係者が感情的になってきた場合又はそれが予想される場合は、車内に退避。状況により警察署等安全な場所まで自走する。 運転手にガードマンとしての自覚をさせる。常に車の近くにいるように指導する。(運転手が近くにいない場合は異変があったとして警戒する)
運転手	防犯について指導を徹底。非常時の合図、尾行されている場合の行動方針等について指導する。
強盗遭遇時	抵抗しない。シートベルトを外したり、ポケットから財布を取り出すといった行為は、銃を取り出す行為と間違われるため絶対にしない。

(6) 自宅門前カージャック対策

● 予 防 策	大原則	大原則1. 警備員に頼ることなく、自らが門前の不審者(車)及び、尾行車両を警戒し、発見することが最も重要(特に職場や銀行等からの帰宅時) 大原則2. 警備員に門の開閉アクションを迅速に行わせる。門前で停止することがないように訓練することが重要(犯罪者は日頃からターゲットの動向を観察している)
	自らの防犯行動	《自宅が交通量の少ない裏通り等に面している場合》 自宅に近接にした時点で、後方に車両がある場合は尾行車両と見なし、開門させることなく周辺を1周する。 それでも車両がついてくる場合等は警察署に駆け込む。 理由：尾行車両による犯行の未然防止。



● 予 防 策	自 ら の 防 犯 行 動	<p>《自宅が交通量の多い大通りに面している場合》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後方に車両がない場合は、上述2. に同じ</li> <li>2. 後方に車両がいる場合は、努めて間隔を保ち速やかに入門する。（後述する物的準備が重要）</li> </ol> <p>理由： 尾行車両による犯行の未然防止。複数の車両に前後をブロックされた場合は、回避不可能なため。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 自宅に近接した時点で、速度を極端に落とし後続車に追い越させるのも有効であるが、この場合前方をブロックされても、後方或いは、左右に進路変更できるスペースがある場合に限る。</li> </ol> <p>注意： 相手が複数の車両の場合は、前後をブロックされる可能性があるため、その危険性を感じた場合は、速度を落とさず周辺を1周する。</p>
	物的 準備	<p>《やむを得ず自宅門前にて開門を待つ場合》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路上で外壁に平行に停車する。ゲート前では絶対に待たない。</li> <li>2. ギアはロー又はドライブ（AT車）に入れたままにしておく。</li> </ol> <p>理由： 不審車（者）が近接した場合、速やかに前方（或いは後方）に進退することができる。</p> <p>（門に向けて停車した場合、相手が単独車両であっても簡単に後方をブロックされてしまう）</p> <p>視界が狭まることなく、門前周辺に潜んでいる犯罪者の接近を早期に察知することができる。</p>
	警 備 員 教 育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>門前の照明</u>を明るくする。 （不審者を早期発見できる、車両の接近を確認できる、車両の識別ができる。犯罪者にとって心理的に抑止力となるような明るい照明にする）</li> <li>2. <u>門前の障害物を除去</u>する。 （門前に隠れ潜む不審者の発見を容易にする。）</li> <li>3. 警備員が外壁内から門外を監視できる<u>小窓</u>を設置 （警備員が、車両の接近を確認できることが重要）</li> <li>4. ゲートアラームや無線機等を準備し、警備員に<u>開門合図</u>を伝達する手段を持つ。又は<u>独自のクラクション合図</u>等を準備し、警備員への開門合図を決める。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常時、門外を警戒・監視させ、特に家人の外出時は車両の接近を監視させる。</li> <li>2. 警備員が2名いる場合、門外に不審者（車）を発見したら、1名は門外に出て対応し、1名は内側から監視する。1名のみ場合は、なるべく門外に出ず小窓から対応する。</li> <li>3. 警備員は、家人から開門の指示を受けた場合は、小窓で車両の接近を確認した後、タイミングよく迅速に開門及び、閉門する。</li> <li>4. 警備員が1名しか配置されておらず、警備員が巡回や用便等で門周辺から遠ざかる場合には、この状況を住人に伝えるためのタオル等の目印を目立たないように準備させる。（帰宅時に、この目印を確認した住人は、周辺地域を一周し、再度進入を試みる。）</li> <li>5. 夕方には、防犯照明灯のスイッチを忘れずに入れさせる。（朝は同様に消灯させる）</li> </ol>
●不審者（車）を発見したとき		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備員に開門の合図を出さない。（不審者が門前に潜んでいるのに警備員に開門の合図をすると、混乱が生じる）</li> <li>2. 警備員に開門の指示を出すことなく、そのまま警察署に駆け込む。（この行動により、次回よりターゲットから外される可能性がある）</li> </ol>

●門前で襲われた時

1. 抵抗しない。犯人の要求に素直に応じる。
2. 犯人の顔を見ない。
3. 絶対に自分でシートベルトを外さない。（銃を取る行為に間違われる）

(7) テロ・誘拐対策

●海外渡航・赴任に当たっては「自分と家族の安全は自分たちで守る」、「予防が最良の危機管理である」という心構えを持ち、行動に当たっては「安全のための三原則」を守ることが、危険を避けることに役立ちます。

「安全のための三原則」とは、①目立たない②行動を予知されない③用心を怠らないを指します。

●犯人側は十分に時間をかけて誘拐対象の行動を下調べした上で、計画に基づき最も犯行の成功率が高いと判断する一瞬を狙っています。誘拐の対策は①ターゲットにされない②用心を怠らない③行動を予知されない点を心懸けてください。

●誘拐犯に襲撃された場合は、危害を加えられないために抵抗せず犯人の指示に従います。誘拐・監禁中は犯人を刺激しないことが重要です。天候、気候、日常生活、趣味などの円満に会話できる話題で人間関係を作るよう努力します。ただし、自分しか知らない Proof of Life（生存証明）に使われるような情報提供は避けます。健康を維持するため、体を動かし、食事をとり、十分な睡眠を取ることを心懸けます。時間の経過を把握することも意識をしっかりと持つ秘訣です。最も大切なことは、助けが来ることを信じ気持ちを強く持つことです。自ら犯人と交渉することは避け解放に向けられた努力がされていることを信じて待ちます。

#### 4. 犯罪に遭った時

(1) 事件、事故に遭遇した場合には、生命の安全を第一に考えて、冷静に行動することが大切です。

被害の拡大防止や、二次被害を防ぐためにも次の点にご留意下さい。

緊急連絡先

警察：990・997

救急：998

消防：999

日本大使館：0888-985-352,

01-773-529（代表電話は周辺工事のため現在使用できません）

警備・領事班：0999-985-360

0888-286-361

(2) 通報内容

- ①自分の身元
- ②怪我等の有
- ③いつ、どこで、何を盗られた、どのように盗られた
- ④犯人の特徴（武器・人数・逃走方向等）
- ⑤犯行に使われた車両の特徴（色・車種・ナンバー等）

### (3) その他の処置

- ①警察署でポリスレポート（盗難証明書）を発行してもらう（有料）
- ②旅券の盗難・焼失は速やかに大使館の警備・領事班へ連絡  
旅券の新規発給に必要なもの（新規発給に約3週間程度かかります）
  - ・警察署発行のポリスレポート（盗難証明書）
  - ・パスポートサイズの写真2枚
  - ・パスポートのコピー
  - ・紛失一般（公用）旅券等届出書
  - ・一般（公用）旅券発給申請書
  - ・手数料（旅券の種類により異なる）
  - ・戸籍（抄）謄本（原本）

### (4) クレジットカード盗難時の主要カード会社の連絡先

#### ① J C B

- ・JCB 盗難受付デスク：+81-422-40-8122

#### ② V I S A

- ・Visa グローバル・カスタマー・アシスタンス・サービス：+1-303-967-1090

#### ③ M A S T E R

- ・グローバルサービス：+1-636-722-7111

#### ④ AMERICAN EXPRESS

- ・メンバーシップ・サービスセンター：+81-3-3220-6100

## 5. 交通事情と交通事故対策

(1) 整備不良の車両が多く、交通規則を遵守しない無謀な運転が多いです。特に、交差点、ラウンドアバウトでは、強引な割り込みをする車両が多く、急停車および急発進にご注意ください。また、任期保険に加入している車両は少ないので、必ず任意保険には加入してください。

(2) 交通事故を起こしたら、安全のため不用意に下車せず、警察及び救急に通報してください。周囲の民衆が暴徒化し、暴行される可能性もありますので、周囲の安全を確保してください。負傷者がいる場合は救護にあたり、周囲の安全が確保できない場合は、一端現場を離れ最寄りの警察署へ向かって下さい。

## 6. 怪我・病気のと き

### (1) 医療機関情報

医療施設は、政府系とその他に大別されます。政府系としては、リロングウェ、ブランタイヤ、ムズズ、ゾンバに中央病院(Central Hospital)があり、重症患者に対応しています。このほか、各県には県病院(District Hospital)、各地区には保健医療センター(Health Center)があります。政府系施設はほとんど無料で治療が受けられるため、多くの患者が集まって混雑しています。その他の医療施設は小～中規模で有料ですが、衛生面、薬剤および機材の充実度から、邦人の利用に向いています。

当地では、医師、医療機器、医薬品が常に不足しており、邦人が期待するような医療を受けることはできません。重症時には速やかに国外へ緊急移送する必要があります。

リロングウェ

病院名	場所	電話	診療科目	備考
Adventist Health Centre	Area 14	0886-019-236 0993-603-373	一般診療 外科 歯科 産婦人科	眼科検査・眼鏡作成可 X線撮影可 入院可
ABC Clinic	Area 47	0888-211-085 0888-733-810	一般診療 小児科 産婦人科 (非常勤)	入院可 X線撮影可 隣接施設でCT可
ZMK Medical Centre	Area 9	01-753-785 01-753-786 0999-455-786	一般診療	富裕層が対象 入院可 緊急移送経験豊富
Kamuzu Central Hospital (政府系)	Area 33	01-754-47 2 5 01-753-555 01-753-036	総合病院	ICU有 CT故障中 電話は不通 X線撮影可
Daeyang Luke Hospital	市北部 M1 Kanengo	0997-434-873/874	一般診療 外科 産婦人科 眼科	X線撮影可 CT故障中
Partners in Hope	市南部 Area 36	0999-961-9610999- 9711-731	一般診療 感染症	X線撮影可, 入院可
Family Dental Clinic	Area 14	0888-220-440 0999-220-440	歯科	要予約 歯科救急は要相談

ブランタイヤ

Blantyre Adventist Hospital	Kabula Hill	01-820-488 01-820-399	総合病院 歯科	ICU・CT有 救急車有 歯科救急可 消化器内視鏡検査可
-----------------------------	-------------	--------------------------	------------	---------------------------------------

Queen Elizabeth Central Hospital (政府系)	Kamuzu Hwy、 opp. NBS bank	01-874-333 01-877-333 01-871-409	総合病院 歯科	ICU・血液透析有 CT 故障中 MRI 有り マラウイ最大の病院
Mwaiwathu Private Hospital	Chileka Rd、 next to bus station	01-822-999 01-834-989 01-822-538	総合病院	入院可 CT 有 ICU・血液透析有 隣接して眼科施設有
Beit Cure International Hospital	Chipatala、 Opp. QECH	01-871-900 0212-871-900	整形外科 小児整外	通院リハビリ可 救急不可
Shalom Dental Service	Limbe Ginnery Blantyre	01-843-7640997-07 6-030 01-832-256	歯科	歯科チェーン 歯科技工士有 Ginnery が最新

#### ムズズ

Mzuzu Central Hospital (政府系)	South of Mzuzu University	0992-798-168	総合病院	救急随時受付
------------------------------------	------------------------------	--------------	------	--------

※医療施設の固定電話はつながらないことが多く、携帯電話の番号はよく変更されます (2) 救急車を呼ぶ場合

公共の救急車：998

公共の救急車を呼ぶことは可能ですが、確実性・緊急性に欠けるため、必要な際は民間の有料緊急搬送を利用してください。救急車といっても医療機器をほとんど装備していないことが一般的です。

・ MASM EMS

Lilongwe 01-750-404, 0888-189-070 / 072

Blantyre 01-831-744 / 788, 0888-189-074 / 075

Mzuzu 0888-189-068 / 069

Airtel Toll Free Call 899

ZMK Medical Center 0999-455-786, 0991-911-911

#### (3) 国外への緊急移送

当地の医療事情を考慮すると、重症時には国外へ緊急移送する必要がありますが、まず現地医師の診察を受けることが必要になります。現地の医師が必要と判断した場合は、南アフリカ共和国へ移送されることが一般的です。緊急移送には高額のコストが必要になるので、海外旅行保険などによる支払い保証がないと移送を拒否される可能性もあります。保険会社やその提携移送会社が移送のサポートをしてくれますので、海外旅行保険には必ず加入してください。

## Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

平成31年1月1日

在マラウイ日本国大使館

### 緊急事態対処マニュアル

当国において「内乱」「クーデター」「大規模な暴動」等の緊急事態が発生した際、大使館は全力をあげてその対応に当たりますが、在留邦人の皆様におかれましても、安全対策に万全を期して頂くことをお願いいたします。

そこで、大使館として内乱等が起きた際に皆様が迅速に対応できるよう、平素の心構えと必要な準備についてのマニュアルを参考までにお配りします。

#### 1. 平素の心構えと準備

##### (1) 連絡体制の整備

①旅券法により3ヶ月以上滞在する場合は在留届の提出が義務づけられています。

また、転居等により連絡先が変更になった場合や、マラウイでの生活を終え出国する際は、必ず変更届または帰国届を提出してください。なお、ORRnetで在留届を提出された方は、引き続きインターネットから各種変更手続きを行ってください。3ヶ月未満の短期滞在に関しましては、【たびレジ】の登録をお勧めしております。

②所属先や家族間でも緊急時の連絡方法を決めておき、平素よりお互いの所在を把握しておくことが重要です。

③緊急事態が発生した際には、大使館から「電話」「Eメール」「SMS」で情報提供等を行いますが、「電話」「Eメール」「SMS」が不通になった際には、大使館ホームページ上に治安情報を掲載致しますので、逐次確認してください (<http://www.mw.emb-japan.go.jp>)。

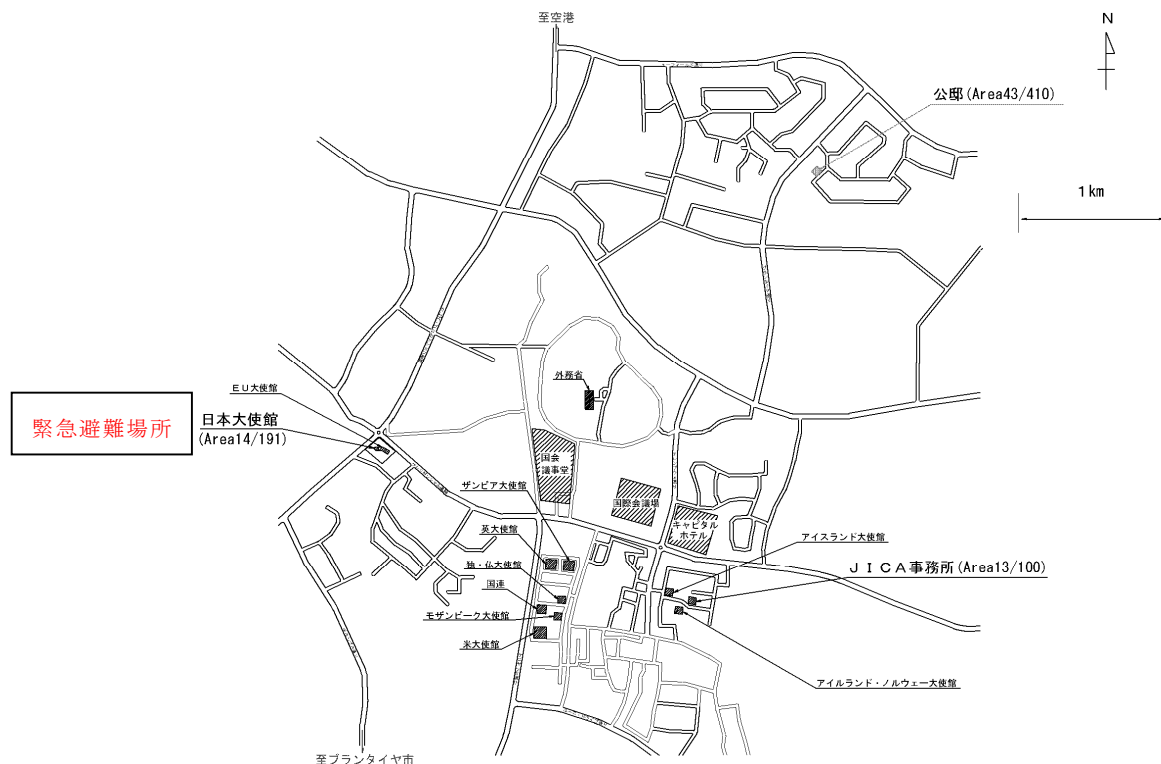
④大使館からの連絡は在留届に従い各世帯の代表宛に行いますので、各世帯において情報の共有をお願いします。

##### (2) 一時避難場所及び緊急時避難先

①緊急事態発生の際には、常に周囲の状況に注意し、可能な限り情報を収集し、危険な場所に近づかないようにして下さい。事態が深刻になった際の一時避難場所（連絡が取れる場所が望ましい）は、どこにするか予め検討しておく必要があります。

②大使館は、緊急事態に際しての避難場所として、大使館事務所を想定しておりますが、事態の状況により他の場所を指定することがあります。

## 一時避難場所地図



### (3) 緊急事態時における携行品, 非常用物資の準備

- ①「旅券」, 「現金」等の必要なものは, 直ぐに持ち出せるよう準備してください。
- ②緊急時には一定期間自宅待機をお願いすることがありますので, 「食料」, 「医薬品」, 「燃料」等, 二週間分程度の備蓄品を非常用として準備しておいてください。
- ③緊急時に備えて準備しておく【緊急事態に備えてのチェックリスト】は, 別紙を参照してください。

### 2. 緊急事態発生時の行動

#### (1) 心構え

緊急事態の発生又はその恐れがある場合には, 大使館は皆様の安全に万全を期すため, 「情報収集」, 「情勢判断」及び「その対策」を行います。また, 必要な情報は随時, 「電話」, 「Eメール」, 「SMS」を通じて在留邦人の皆様に連絡します。緊急時には情報が錯綜しますので, 平静を保ち流言飛語に惑わされたりすることがないように注意してください。

#### (2) 情勢の把握

前述のとおり大使館からも連絡に努めますが, ご自身でもテレビ, ラジオ, インターネット等で情勢を確認して下さい。

#### (3) 大使館への連絡

- ①自宅周辺で異常事態を把握した場合には, 大使館へ連絡してください。情報を共有し, 情勢を検討する上で貴重な情報となります。
- ②自分や自分の家族, 又は他の邦人の「生命」, 「身体」, 「財産」に危害が及び, 又は及ぶ恐れがあるとき

は、迅速にその状況を大使館へ連絡してください。

(4) 国外への退避

①大使館が「退避勧告」を発出した際には、一般商用便が運行している間はそれを利用し、可能な限り早急に国外へ退避してください。その際は、必ず事前もしくは事後（可能な限り事前に）に大使館（退避先在外公館または外務省も可）への連絡をお願いします。一般商用便の運行がなくなった場合や満席で予約が取れない場合等は、その他の方法（チャーター便の手配、陸路による脱出等）による国外退避が必要となりますので、大使館との連絡を緊密に保つよう心掛けてください。

②事態が切迫した場合には、大使館から退避又は避難のための集合を呼び掛けます。その際には、上記1.(2)で指定した緊急時避難先に集合して下さい。避難先で待機する必要が生じることも想定されますので、可能な限り上記1.(3)の非常用物資を持参するようお願いいたします。また緊急時には自分及び家族の「生命」、「身体」の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。

以上



## 別紙：緊急事態に備えてのチェックリスト

### 1 旅券（パスポート）

- 6 か月以上の残存有効期間があること。
- 旅券の最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を記入してあること。

### 2 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等）

- 家族全員が当面の間（10日程度）、生活するのに必要なクワチャ貨。
- 外貨（米ドル、日本円等）

### 3 自動車

- 常時整備しておく
- 十分な燃料の確保
- 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー等
- 自動車を所有していない方は、近くに住む自動車を所有する方と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談しておく

### 4 その他携行品

- 携帯電話および充電器
- パソコン 避難した場合には、避難先で電源が確保されない、電力が安定的に継続して供給されないことが十分想定されることを予めご留意下さい。
- 衣類、着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なものでないもの。麻、綿等吸水性、耐暑制に富む素材が望ましい。）
- 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット石鹸等）
- 非常用食糧等（2週間程度）自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食およびミネラルウォーター、大型の水筒等を携行するようにして下さい。
- 医薬品等 家族用の常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏
- ラジオ、ラジオジャパン、BBC、VOA 等の短波放送が受信できる電池仕様のもの。予備電池 ※FM 放送を受信できる携帯電話もありますので、ご自身が所持している携帯電話にラジオ受信機能があるかどうかを確認しておくようお願いします。  
NHK ワールド 15290kHz (10:00~12:00)、11945-15130kHz (19:00~23:00)
- その他 懐中電灯、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバーできるもの）、緊急連絡先リスト、（住所、電話番号）市販されている居住地区の地図等。

## IV. 結語

昨今の海外での治安・社会情勢は急激に変化しており、その分野の専門家であったとしても、予想出来ないことがあります。予想出来ないからこそ、万々に備え、可能な範囲で安全対策に係わる準備をしておく必要があります。

この「安全の手引き」を一読して頂き、在留邦人の皆様がマラウイでの安全対策により興味・関心を持って頂ければ幸いです。最終的に自分の身は自分で守らなくてはなりません。自宅あるいは職場で、皆様が実際の生活に照らし合わせて、安全対策のシミュレーションを行い、その上でオリジナルの「安全の手引き」を作成し準備することが出来れば、皆様が被害に遭う確率はもっと低くなります。